建設工事の最低制限価格等算定におけるスクラップ控除の取扱いについて

このことについて、成田市が発注する建設工事で、工事費の積算において直接工事費とは別にスクラップ控除を計上している場合における最低制限価格等（※1）の算定について、スクラップ控除を以下のとおり取扱うこととしますのでお知らせいたします。

【算定方法】

最低制限価格等の算出基準に基づいた計算をした合計額からスクラップ評価額を減じた額の千円未満を切り捨てた額に、100分の110を乗じて得た額とします。

【算定例】

・ 直接工事費 × 所定の率
・ 共通仮設費 × 所定の率
・ 現場管理費 × 所定の率
・ 一般管理費 × 所定の率

（上記合計額 ― スクラップ評価額）×110／100
（　　）内は千円未満切り捨て

【実施時期】

令和7年4月1日以降に公告する案件に適用します。

※1 最低制限価格等とは、「最低制限価格」、「調査基準価格」及び「価格による失格基準」を指します。